



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ウェーブブロックホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 兼 執行役員社長 木根 渕 純
(コード番号 7940 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画室長 市井 栄治
(TEL : 03-6830-6000)

当社の完全子会社化のための定款一部変更等および
全部取得条項付株式の取得ならびに
B 種種類株式発行にかかる定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の全部の取得ならびに B 種種類株式（下記において定義いたします。）発行にかかる当社定款の一部変更について、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）および普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款一部変更（A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件）

1. A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件

(1) 変更の理由

平成 21 年 3 月 17 日付当社プレスリリース「ウェーブブロックインベストメント株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」および「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、ウェーブブロックインベストメント株式会社（以下「WIC」といいます。）は、平成 21 年 2 月 2 日から同年 3 月 16 日まで当社の普通株式および新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 21 年 3 月 25 日（決済日）をもって、当社普通株式 9,681,503 株（総株主の議決権の数に対する割合：91.66%）を保有するに至っております。

WIC は、平成 21 年 2 月 2 日付公開買付け届出書、平成 21 年 3 月 17 日付当社プレスリリース「ウェーブブロックインベストメント株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」の別紙等で表明しておりますとおり、当社の中長期的な企業価値を最大化するため、当社を完全子会社化すること（以下「本完全子会社化」といいます。）を企図して本公開買付けを実施いたしました。

当社としても、平成 21 年 1 月 30 日付当社プレスリリース「ウェーブブロックインベストメント株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同表明のお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、当社の収益性は樹脂材料の価格に大きく依存している一方、原材料価格の先行きは不透明な部分も多く、また当社の仕入先に対する価格交渉力が低下していること、当社の事業の大半に当たるインテリア部門、包材部門、汎用品部門、編織部門が成熟した市場に依存しており飽和した市場環境の中で競合他社との競争は激化していること、当社が製造販売する製品について輸入廉価品との競争が激化していることなど、当社事業の構造的な課題を抱える中、激変する経営環境の変化に適応し企業価値の向上を図るためには、マネジメント・バイアウト（MB

○)の手法にて非公開化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、中長期的な観点で企業価値の向上を実現するための事業戦略を推進していくことが最善であると判断し、以下の①乃至③の方法により当社がWICの完全子会社となることといたしました（以下総称して「本完全子会社化手続」といいます。）。ただし、B種種類株式発行にかかる定款一部変更により設けられるB種種類株式（以下「B種種類株式」といいます。）は、当社の取締役に対して発行されるものであるところ、当該取締役の業績向上へのインセンティブを高めると共に優秀な人材を確保することを目的として発行されるものであることに鑑み、本完全子会社化手続の対象とはされず、本完全子会社化手続の実施後も引き続き当該取締役が当該B種種類株式を保有することが予定されております。

- ① 当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式であるA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当社は全部取得条項付普通株式にかかる各株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式1,040,000分の1株を交付いたします。この際、WIC以外の全部取得条項付普通株式にかかる各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件は、本完全子会社化手続のうち上記①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、全部取得条項にかかる定款一部変更の件および全部取得条項付普通株式の取得の件でご説明いたしますとおり、全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（即ち、本完全子会社化手続を実施した場合）、上記のとおり、WIC以外の全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式は、会社法第234条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。ただし、売却に当たっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません。かかる売却手続に関し、当社は会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をWICに対して売却すること、または会社法第234条第2項および第4項の規定に基づき当社が当社A種種類株式を買取することを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に520円（WICが本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株式にかかる各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と

異なる場合もあります。

なお、A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件にかかる定款変更は、A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件が本定時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所)

株券電子化に伴う変更後の定款 (注)	追 加 変 更 案
<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>5,000</u> 万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は5,000 万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は49,849,980株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は20株とする。</u></p> <p><u>第6条の2 (A種種類株式)</u> 当社は、<u>残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種種類株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種種類株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第7条 (単元株式数) 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p><u>第16条の2 (種類株主総会)</u> 第11条、第13条、第14条および第16条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u> 第15条第1項の規定は、<u>会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

株券電子化に伴う変更後の定款（注）	追 加 変 更 案
	<u>第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

（注）本日付当社プレスリリース「定款一部変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の本定時株主総会において、A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件に先立って、株券電子化に伴う定款一部変更の件を付議することを予定しております。

2. 全部取得条項にかかる定款一部変更の件

（1）変更の理由

A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件でご説明しておりますとおり、当社は、当社の収益性は樹脂材料の価格に大きく依存している一方、原材料価格の先行きは不透明な部分も多く、また当社の仕入先に対する価格交渉力が低下していること、当社の事業の大半に当たるインテリア部門、包材部門、汎用品部門、編織部門が成熟した市場に依存しており飽和した市場環境の中で競合他社との競争は激化していること、当社が製造販売する製品について輸入廉価品との競争が激化していることなど、当社事業の構造的な課題を抱える中、激変する経営環境の変化に適応し企業価値の向上を図るためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法にて非公開化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、中長期的な観点で企業価値の向上を実現するための事業戦略を推進していくことが最善であると判断し、本完全子会社化を実施することといたしました。ただし、B 種種類株式は、当社の取締役に対して発行されるものであるところ、当該取締役の業績向上へのインセンティブを高めると共に優秀な人材を確保することを目的として発行されるものであることに鑑み、本完全子会社化手続の対象とはされず、本完全子会社化手続の実施後も引き続き当該取締役が当該 B 種種類株式を保有することが予定されております。

全部取得条項にかかる定款一部変更の件は、本完全子会社化手続における上記②として、株券電子化に伴う定款一部変更の件および A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設けるものであります。

また、本完全子会社化手続における上記②の後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本完全子会社化手続における上記③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様へ交付する取得対価は、A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様へ交付する A 種種類株式の数は、WIC 以外の全部取得条項付普通株式にかかる各株主の皆様へ交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、1,040,000 分の 1 株としております。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、株券電子化に伴う定款一部変更の件および A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件による変更後の定款の一部をさらに追加変更するものであります。なお、全部取得条項にかかる定款一部変更の件にかかる定款変更は、A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項付普通株式の取得の件が原案どおり承認可決されること、ならびに普通株主の皆様による種類株主総会において全部取得条項にかかる定款一部変更の件と同内容の議案のご承認が得られることを条件として、その効力が生ずるものいたします。ただし、全部取得条項にかかる定款一部変更の件による変更後の当社定款規定附則第 3 条に基づき、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設ける定款変更の効力発生日は平成 21 年 7 月 29 日といたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

株券電子化に伴う定款一部変更の件および A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件に よる変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<u>第6条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を1,040,000分の1株の割合をもって交付する。</u>
(新設)	附 則 <u>第3条 本定款第6条の3は、平成21年7月29日をもって効力を生じるものとし、同日付をもって本条を削除するものとする。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件でご説明しておりますとおり、当社は、当社の収益性は樹脂材料の価格に大きく依存している一方、原材料価格の先行きは不透明な部分も多く、また当社の仕入先に対する価格交渉力が低下していること、当社の事業の大半に当たるインテリア部門、包材部門、汎用品部門、編織部門が成熟した市場に依存しており飽和した市場環境の中で競合他社との競争は激化していること、当社が製造販売する製品について輸入廉価品との競争が激化していることなど、当社事業の構造的な課題を抱える中、激変する経営環境の変化に適応し企業価値の向上を図るためには、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法にて非公開化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、中長期的な観点で企業価値の向上を実現していくための事業戦略を推進することが最善であると判断し、本完全子会社化を実施することといたしました。ただし、B種種類株式は、当社の取締役に対して発行されるものであるところ、当該取締役の業績向上へのインセンティブを高めると共に優秀な人材を確保することを目的として発行されるものであることに鑑み、本完全子会社化手続の対象とはされず、本完全子会社化手続の実施後も引き続き当該取締役が当該B種種類株式を保有することが予定されております。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本完全子会社化手続における上記③として、会社法第171条ならびにA種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件による変更後の定款にもとづき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て（自己株式は除きます。）を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価としては、A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項にかかる定款一部変更の件による変更後の当社定款規定第6条の3に定めるとおり、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は1,040,000分の1株とさせていただきます。この結果、WIC以外の全部取得条項付普通株式にかかる各株主の皆様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交

付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認された場合に、全部取得条項付普通株式にかかる株主の皆様へ交付されることになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、株主の皆様が交付を受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで、WICに対して売却すること、または会社法第234条第2項および第4項の規定に基づき当社が買取することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に520円（WICが本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株式にかかる各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項
会社法第171条ならびにA種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式にかかる株主（当社を除きます。）の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,040,000分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成21年7月29日といたします。

(3) その他

本件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、全部取得条項にかかる定款一部変更の件にかかる定款変更の効力が生ずることおよび当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設ける定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

3. 上場廃止

本定款の一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、株式会社東京証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は平成21年6月20日から平成21年7月17日までの間、整理銘柄に指定されたあと、平成21年7月20日をもって上場廃止となる予定であります。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を株式会社東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

III. B種種類株式発行に係る定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社の取締役の業績向上へのインセンティブを高めると共に優秀な人材を確保することを目的として、当社の取締役に対し、普通株式への転換請求権等を付したB種種類株式を発行するため、当該B種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、株券電子化に伴う定款一部変更の件、A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件にかかる変更後の定款の一部をさ

らに追加変更するものであります。なお、B種種類株式発行に係る定款一部変更の件にかかる定款変更は、普通株主の皆様による種類株主総会においてB種種類株式発行に係る定款一部変更の件の追加変更案と同内容の議案のご承認が得られることを条件として、その効力が生ずるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

株券電子化に伴う定款一部変更の件、A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件による変更後の定款	追 加 変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は5,000万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は49,849,980株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は20株とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は5,000万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は49,849,980株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は20株、<u>第6条の4ないし第6条の11に定める内容の株式（以下「B種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は150,000株とする。</u></p> <p><u>第6条の4（B種種類株式の譲渡制限）</u> <u>B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第6条の5（B種種類株式の議決権）</u> <u>B種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>第6条の6（B種種類株式の取得請求権）</u> <u>B種種類株主は、当社に対し、下記の条件により、その有するB種種類株式の当社の普通株式への転換（取得と引換えに当社の普通株式を交付することをいう。以下、本条において同じ。）を請求することができる。</u></p> <p>記</p> <p><u>①転換請求期間 平成21年7月1日から平成31年6月30日まで</u></p> <p><u>②当初転換価額 1株につき520円とする。</u></p> <p><u>③転換価額の調整</u></p> <p><u>(a) B種種類株式発行後、以下のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、転換価額は、それぞれ以下のとおり調整される。調整後転換価額は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(i) 株式の分割または無償割当てにより当社の普通株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当社の保有する当社の普通株式（以</u></p>

<p>株券電子化に伴う定款一部変更の件、A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件による変更後の定款</p>	<p>追 加 変 更 案</p>
	<p>下「自己株式」という。)の数および株式分割または株式の無償割当てにより自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。</p> $\frac{\text{調整後 転換価額}}{\text{調整前 転換価額}} = \frac{\text{調整前 転換価額}}{\text{調整前 転換価額}} \times \frac{\text{株式分割または株式無償割当前 発行済株式数}}{\text{株式分割または株式無償割当後 発行済株式数}}$ <p>調整後転換価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、転換価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。</p> $\frac{\text{調整後 転換価額}}{\text{調整前 転換価額}} = \frac{\text{調整前 転換価額}}{\text{調整前 転換価額}} \times \frac{\text{併合前 発行済株式数}}{\text{併合後 発行済株式数}}$ <p>(b) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。</p> <p>(c) 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、B種種類株主またはB種種類株式の登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他の必要事項を書面にて通知しなくてはならない。</p> <p>④ 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>B種種類株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。ただし、転換の結果発行すべき普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</p>

株券電子化に伴う定款一部変更の件、A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件による変更後の定款	追加変更案
(新設)	<p> <u>B種種類株式に対して発行する普通株式数</u> $\frac{\text{転換請求対象のB種種類株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ </p> <p> ⑤転換の効力発生 <u>転換の効力は、転換請求書が当会社または当会社の指定する者に到着した日に発生する。</u> </p> <p> 第6条の7（B種種類株式の随時取得条項） <u>当会社は、下記の条件により、B種種類株式の全部又は一部を、払込期日の翌日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種種類株主の意思にかかわらず、当会社の普通株式を対価として取得（以下、本項において「強制転換」という。）することができるものとする。</u> <u>なお、B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u> </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p> ①強制転換価額は、転換価額と同一とする。 ②強制転換により発行すべき普通株式数 <u>B種種類株式の強制転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。ただし、強制転換の結果発行すべき普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。</u> </p> <p> <u>B種種類株式に対して発行する普通株式数</u> $\frac{\text{強制転換請求対象のB種種類株式の発行価額総額}}{\text{強制転換価額}}$ </p>
(新設)	<p> 第6条の8（B種種類株式の株主との合意による種類株式の取得） <u>B種種類株式の取得について、会社法第160条第1項による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。</u> </p>
(新設)	<p> 第6条の9（種類株主総会の免除） <u>当会社が新たにB種種類株式を引き受ける者を募集する場合またはB種種類株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者を募集する場合にあっても、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。</u> <u>当会社が会社法第322条第1項各号（第1号を除く）に定める行為を行う場合、同項に定めるB種種類株主を構成員とする種類株主総会の</u> </p>

株券電子化に伴う定款一部変更の件、A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件による変更後の定款	追 加 変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 (单元株式数) 当社の普通株式の单元株式数は、100株とし、A種種類株式の单元株式数は、1株とする。</p>	<p><u>決議を要しないものとする。</u></p> <p><u>第6条の10 (B種種類株式の株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等)</u> 当社は、法令に定める場合を除き、<u>B種種類株式についての株式の分割または併合を行わない。</u>当社は、<u>B種種類株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p><u>第6条の11 (優先順位)</u> <u>B種種類株式にかかる残余財産の分配の順位は普通株式と同順位とする。</u></p> <p>第7条 (单元株式数) 当社の普通株式およびB種種類株式の单元株式数は、100株とし、A種種類株式の单元株式数は、1株とする。</p>

IV. 本定款一部変更等の日程の概要 (予定)

上記Ⅰ～Ⅲの定款変更等の概略 (予定) は以下のとおりです。

定時株主総会および普通株主による種類株主総会基準日設定公告	平成21年3月16日 (月)
定時株主総会および普通株主による種類株主総会基準日	平成21年3月31日 (火)
定時株主総会および普通株主による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成21年5月25日 (月)
定時株主総会および普通株主による種類株主総会開催	平成21年6月19日 (金)
<p>完全子会社化のための定款変更(上記のA種種類株式発行にかかる定款一部変更の件および全部取得条項にかかる定款一部変更の件)の効力発生日</p> <p>B種種類株式発行に係る定款一部変更の件にかかる定款変更の効力発生日</p>	<p>平成21年6月19日 (金)</p> <p>(ただし、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設ける定款変更の効力発生日は平成21年7月29日 (水))</p>
当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設ける定款変更の通知公告	平成21年6月20日 (土)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の基準日設定に関する通知公告	平成21年6月20日 (土)
整理銘柄への指定	平成21年6月20日 (土)

当社普通株式に係る株券の売買最終日	平成 21 年 7 月 17 日 (金)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	平成 21 年 7 月 20 日 (月)
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の基準日	平成 21 年 7 月 28 日 (火)
当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設ける定款変更の効力発生日	平成 21 年 7 月 29 日 (水)
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 7 月 29 日 (水)

以 上